

転居

引越された方へ

新しい住所に住み始めた日以降の**14日以内**に届出してください。

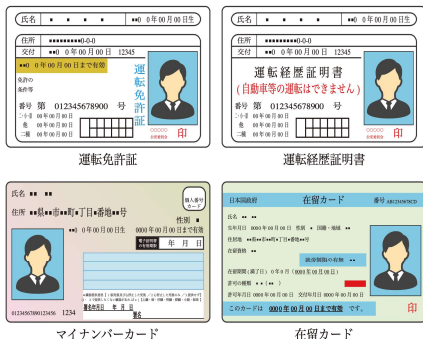
《転居届に必要なもの》

- ・「マイナンバーカード」(お持ちの方のみ。暗証番号も必要です。)
- ・外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- ・代理の方が手続きするときは「委任状」
(転居される方と同一世帯の方又は転居後同一世帯となる方がお手続きされる際は「委任状」は不要です。)
- ・本人確認書類

注意

①1点で本人確認できるもの

官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳
その他官公署発行の免許証、許可証など



②本人確認に2点必要なもの

- 各種受給者証
- 健康保険資格確認書
- 年金手帳
- 介護保険証
- 学生証
- 公立病院の診察券

など

※代理人の方が手続きするときは、代理人の方について本人確認致します。

書かない窓口システムを使ってみませんか？

市民課、各支所窓口で手続きにお越しになる前に、届書をスマートフォンなどで作成することにより、窓口での手続き時間を短くすることができます。

住所異動の届書のほか、児童手当の申請書類のうち、一部の書類をご自宅等で作成することができます。

→事前申請フォーム <https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/6/19695.html>



朝来市役所

- 市民課 ☎079-672-6120
- 生野支所 ☎079-679-2240
- 山東支所 ☎079-676-2080
- 朝来支所 ☎079-677-1165

開庁時間 8時45分～16時45分

(時間外及び土日祝日、年末年始の閉庁日はお手続きできません)

【 転居 】 手続きチェックシート

※ 必要な書類が揃わない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

下記にあてはまる方は世帯にいますか？		手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
住所・印鑑	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	・券面(住所の記載)変更の手続き <input type="checkbox"/> 支所手続き可	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・電子証明書(暗証番号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
	印鑑登録が必要な方	・印鑑登録(転居前住所で登録されていた方は再登録は不要です。) <input type="checkbox"/> 支所手続き可	・登録する印鑑 ※素材、形状、登録できる文字など、登録できるものの条件があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
国民健康保険に加入している方					
→マイナ保険証の方	→「資格情報のお知らせ」の住所変更 ※新たな「資格情報のお知らせ」を交付します。 支所手続き可	・本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
→マイナ保険証でない方	→「資格確認証」の住所変更 ※新たな「資格確認証」を交付します。(変更前の「資格確認証」の返還) 支所手続き可	・本人確認書類 ・変更前の「資格確認証」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上の方または障害認定を受けた65歳以上の方)	→資格確認証の住所変更 新たな資格確認証は、後日ご住所に郵送します。 支所手続き可	・本人確認書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
各種受給者証をお持ちの方	・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の住所変更 ・福祉医療受給者証の住所変更 支所手続き可	・本人確認書類 ・前住所の受給証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
年金を受給中の方	・お手続きは不要です。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
介護保険証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	・お手続きは不要です。 新たな保険証を後日ご住所に郵送します。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高年福祉課

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
障害者手帳等をお持ちの方	・各種手帳住所等の変更 支所手続き可	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など ・マイナンバーがわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自立支援医療受給者証をお持ちの方	・住所変更手続き 支所手続き可	・自立支援医療受給者証 ・保険情報がわかるもの(健康保険証、資格確認証など) ・マイナンバーのわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前住所地で障害児福祉手当、特別障害者手当、経過措置福祉手当を受給している方	・住所変更手続き 支所手続き可	・手当を受給していたことがわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
障害福祉サービス等をご利用中の方	・障害福祉サービス等受給者証の住所変更 支所手続き可	・障害福祉サービス等受給者証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉課
兵庫県心身障害者扶養共済制度に加入又は共済年金受給中の方	・兵庫県心身障害者扶養共済制度の住所変更 支所手続き可	・変更の内容のわかるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
有料道路における障害者割引制度をご利用の方	・各種手帳の住所変更 支所手続き可	・変更の内容がわかるもの ・障害者手帳 ・車検証 ・自立支援医療受給者証など ・ETCカード ・ETC車載器セットアップ証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
児童手当を受給されている方	特にお手続きは必要ありません。ただし、児童と異なる住所に住む方は、別居監護申立てが必要な場合があります。 支所手続き可	・別居監護申立てをされる場合は、お子さまのマイナンバーがわかるものが必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課
こども園・保育園に入園しているお子さんがいる方	・住所変更の手続き	・担当課でご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	こども園課
ひとり親家庭等に該当する方					
児童扶養手当を受給されている方	・児童扶養手当の住所変更 市民課・支所手続き可	・アパートの契約書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て支援課
特別児童扶養手当を受給している方	・特別児童扶養手当の住所変更 支所手続き可	・担当課でご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会福祉課

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
子育て	市内の学校に通う小学生・中学生のお子さんがいる方	・学校教育課での相談やお手続きが必要な場合があります。	・担当課でご相談ください。			学校教育課
	学童クラブを利用されている方	・住所変更の手続き	・受付窓口、担当課または利用中の学童クラブでご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校教育課

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
上下水	転居先で上下水道を新たに使用する方、または異動前の住所での使用をやめる方	・使用開始申込みまたは中止届 市民課・支所手続き可	・担当課でご相談ください (既にご相談済みで届出のみの方は、市民課又は支所でお申し出ください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道 お客さま センター
	井戸の使用人数が変わるとき		・担当課へご連絡ください。 (☎079-676-2081)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	転居先で浄化槽を新たに使用する方、または異動前の住所での使用をやめる方	・使用開始申込みまたは中止届	・担当課でご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	クリーンセンター 和田山事業所

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの、お知らせ など	該当	確認	担当課
その他	犬を飼っている方	・住所変更手続き、相談 支所手続き可	・前住所地で発行された鑑札(お持ちの方) ・鑑札を紛失された方は、再発行手数料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課
	転居に伴いケーブルテレビシステムの名義を変える方 新たに使用したい方 使用をやめる方	・名義変更の届 ・利用申込 ・休止届 市民課・支所手続き可	・担当課でご相談ください (既にご相談済みで届出のみの方は、市民課又は支所でお申し出ください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	CATVセンター
	市営住宅を退去する方または市営住宅に住む方		・担当課でご相談ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都市政策課

※住民票異動のお手続きの際に、許可証を確認させていただきます。
住所異動手続きされる前に担当課へご相談ください。

【各担当課の電話番号】

- 市民課 (市民係、国保医療係、環境推進室) ☎079-672-6120 (本庁舎 1 階)
- 生野支所 ☎079-679-2240 (生野仮庁舎 1 階)
- 山東支所 ☎079-676-2080 (山東庁舎 1 階)
- 朝来支所 ☎079-677-1165 (朝来庁舎 1 階)
- 高年福祉課 ☎079-672-6124 (本庁舎 2 階)
- 社会福祉課 ☎079-672-6123 (本庁舎 2 階)
- 学校教育課 ☎079-672-4930 (本庁舎 4 階)
- 子育て支援課 ☎079-666-8103 (朝来市保健センター)
- 健幸づくり推進課 ☎079-672-5269 (朝来市保健センター)
- こども園課 ☎079-672-4933 (本庁舎 4 階)
- 上下水道課 お客さまセンター ☎079-676-2081 (山東庁舎 1 階)
- クリーンセンター和田山事業所 ☎079-672-4500
- CATV (ケーブルテレビ) センター ☎079-677-1044